

津市農第228号

令和6年10月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	連部地区 (連部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地区のほとんどが圃場整備がされた農地で構成されている。

現状では本地区を広く受け持つ担い手が存在し、他にも2者の担い手と個人の農家が営農している。集積率はおよそ9割である。

川沿いより、獣害の被害があることから対策が必要。また、今後は個人農家の将来的な離農に備え、既存担い手への集約化を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻を中心で、担い手による小麦、大豆の作付けも行っている。また、一部の企業による花卉の生産も行われている。今後もこれらの農作物の作付けを行っていく予定である。

また、近年、獣害被害が発生していることから、市の助成を活用した対策を検討していきたい。

農地の集積、集約については担い手への集積が進んでいるので、引き続きこの状況を維持できるよう、地域と担い手との体制構築が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
既存担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生した際は、担い手の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存担い手への集約化を進めるが、リタイヤにより営農継続が不可能となった場合、新たに地区外の担い手確保等の検討を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率の向上に貢献できるものは取入れを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害対策に助成制度を活用した防護策等の設置を検討する。
- ③ 農作業の省力化、効率化を意識した設備投資を検討したい。
- ⑦ 地域のみならず、耕作者も含めた管理体制の構築を検討したい。